

担当係	処分の内容	標準処理期間	期間の算出根拠
給付	一部負担金減免、減額及び徴収猶予の認定	30日	市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間：10日 広域連合にて申請書の審査をし、減免等の可否を決定するのに要する期間：20日
給付	療養費の支給	105日	市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間：10日 広域連合から国保連へ送付し、受付・審査・支払い処理・支給日までの期間：95日
給付	特別療養費の支給	105日	市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間：10日 広域連合から国保連へ送付し、受付・審査・支払い処理・支給日までの期間：95日
給付	移送費の支給	105日	市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間：10日 広域連合から国保連へ送付し、受付・審査・支払い処理・支給日までの期間：95日
給付	高額療養費の支給	105日	委託業者において申請書を確認・審査し、入力又はデータ作成を行うのに要する期間：75日 広域連合にて支給決定し、支払手続きをするのに要する期間：30日
給付	高額介護合算療養費の支給	150日	市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間：10日 広域連合内において申請書を確認し支給決定までに要する期間：140日
給付	葬祭費の支給	75日	市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間：10日 広域連合から国保連へ送付し、受付・審査・支払い処理・支給日までの期間：65日
給付	傷病手当金の支給	45日	広域連合にて申請書の審査をし、支給決定及び支払手続きをするのに要する期間：45日
資格	基準収入額適用の可否	即日～3日	市町村における処理期間 即日～3日 確認が必要な場合、処理期間はおおむね1カ月～2カ月程度
資格	特定疾病の認定	即日～3日	市町村における処理期間 即日～3日
資格	限度額・標準負担額減額認定証交付	即日～3日	市町村における処理期間 即日～3日
給付	食事療養標準負担額差額の支給	75日	市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間：10日 広域連合から国保連へ送付し、受付・審査・支払い処理・支給日までの期間：65日
給付	生活療養標準負担額差額の支給	75日	市町村が申請書を広域連合へ搬送するのに要する期間：10日 広域連合から国保連へ送付し、受付・審査・支払い処理・支給日までの期間：65日
資格	障害認定	即日～3日	市町村における処理期間 即日～3日 県との協議が必要な場合、処理期間はおおむね1カ月～2カ月程度
保険料	保険料徴収猶予	35日	市区町村が第一次的な審査を行い、申請書を広域連合へ搬送するために必要な期間：14日 広域連合内において審査を行い、市区町村を通して通知するために必要な期間：21日
保険料	保険料減免	60日	市区町村が第一次的な審査を行い、申請書を広域連合へ搬送するために必要な期間：14日 広域連合内において審査及び減免後保険料の計算を行い、市区町村を通して通知するために必要な期間：46日
総務	情報公開請求に対する決定	10日	広域連合内において申請書の形式的審査をする期間：10日
総務	開示請求に対する決定	14日※	広域連合内において申請書の形式的審査（移送の要否を含む）をする期間：14日
審査	※レセプトの場合	42日	広域連合内において申請書の形式的審査をする期間：14日 対象となる医療機関に対しレセプト開示可否に関する照会をかける期間：14日 広域連合内において開示対象となるレセプトの実質的審査をする期間：14日
総務	訂正請求に対する決定	30日	広域連合内において申請内容の実質的審査をする期間：30日
総務	利用停止請求に対する決定	30日	広域連合内において申請内容の実質的審査をする期間：30日